

再生可能エネルギー発電事業の 認定基準、利害関係者意見について

令和8年8月25日（火）
山形県エネルギー政策推進課



1 再エネ発電事業計画の認定基準について

- (1) 「認定」の意義
- (2) 基本的な考え方
- (3) 認定審査の方法
- (4) 認定に当たって付す条件について

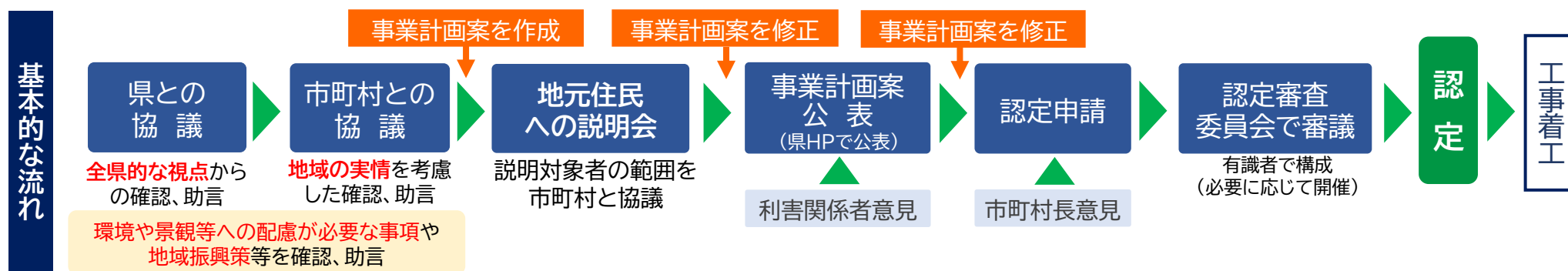
(論点) 「認定」の法的性格を確認し、認定基準を明確化するとともに、認定審査の手順、認定時に条件を付す場合の手順等を整理する。

2 利害関係者等の意見の取扱いについて

(論点) 「地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点」とは何かを整理し、利害関係者等の意見の位置づけを明確化する。

○ 検討の経緯

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例(通称:再エネ条例)では、再エネ発電事業者に対し、県・市町村との協議や地元住民への説明、利害関係者からの意見聴取など、計画の早い段階から地域とのコミュニケーションを求め、最終的に知事が事業計画を認定する手続きを定めており、これにより、地域の環境と調和し、地域と共生した再エネ導入を目指している。



- ・ 再エネ条例の施行(令和4年4月)以降、4年あまりで5件を認定。一方、不認定とした案件はゼロ。
- ・ これまでは利害関係者から反対意見等が提出された案件はなく、認定時に条件を付した案件もなかったが、現在、条例手続中の複数の案件において、地元住民への説明会等で否定的な意見が散見される。
- ・ 本条例には、認定基準や認定に条件を付する場合の規定はあるものの、不認定とする場合の具体的な基準や認定時に付する条件について不明確な部分があることから、利害関係者や市町村からの意見の取扱いを含め、整理が必要。

(認定の基準)

第10条 知事は、第7条第1項の意見書、同条第2項の見解、第8条第1項の申請書及び前条の意見を踏まえ、当該再生可能エネルギー発電事業の実施についてこの条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、第3条第1項の認定をするものとする。

2 第3条第1項の認定には、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することができる。



○ 他県との比較

本県が条例制定時に参考とした先行の和歌山県の条例と比較すると、認定に当たって満たすべき基準の設定(特に基準の具体性)に大きな差異がある状況。

	和歌山県	山形県
認定基準	関係市町村長の意見、利害関係者の意見書の内容、事業者の見解及び有識者意見を踏まえ、<u>次の基準に適合し、かつ、手続が条例若しくは条例に基づく命令又は事業区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるとき</u> ① 防災上の観点(土地造成) - 林地開発許可を得ていること(開発行為に該当しない場合は、森林の周辺地域で土砂の流出又は崩壊、水害その他の災害を発生させるおそれがないこと)。 - 宅地造成及び特定盛土規制法の許可を得ていること(同法の技術的基準に従い、施設の設置その他災害を防止するため必要な措置が講じられること)。 ② 設備の安全(太陽光発電設備の設置) - 電気事業法による工事計画変更・廃止の命令を受けるものでないこと(同法の構造強度に関する技術基準に適合すること)。 ③ 環境への影響(生活環境・自然環境) - 環境影響評価法・環境影響評価条例及びこれらに基づく命令に違反しないこと(環境への影響について調査、予測及び評価を行い、環境保全のための措置を検討した場合の環境への影響を総合的に評価していること)。 ④ 景観との調和(色彩、反射等) 県、市町村の景観計画に適合すること(当該景観計画に定める良好な景観の形成のために制限される行為の基準に従い、必要な措置が講じられること)。 ⑤ その他の法令遵守 - 関係法令、これに基づく命令、関係する府県や市町村の条例、これに基づく命令に違反しないこと。 ⑥ その他(行政計画との適合) 県、市町村の太陽光発電事業に関係する計画に適合すること。	利害関係者の意見書、意見に対する事業者の見解、認定申請書及び関係市町村長の意見を踏まえ、<u>条例その他関係法令に違反していないと認めるとき</u> (<u>具体の基準の定めなし</u>)

(1)「認定」の意義

○ 条例における「認定」とは

- ・ 再エネ発電事業者が県内で再エネ発電事業を行うために必要(第3条第1項)
- ・ 条例及び関係法令に違反していないと認められる場合に「認定」が行われる(第10条第1項)
- ・ 認定を受けずに再エネ発電事業を行った場合、必要な措置をとるべき勧告の対象となる(第21条第1項)
- ・ 勧告に従わない場合、勧告に従うべき命令の対象となる(第21条第2項)
- ・ 勧告に従うべき命令に正当な理由なく従わない場合、氏名、違反の事実等が公表されることがある(第21条第3項)

○ 「認定」の効果

- ・ 認定された再エネ発電事業計画に従わずに事業を実施した場合は、改善命令の対象となる(第19条第1号)
- ・ 改善命令に違反したときは、認定が取り消されることがある(第20条第2項第1号)

○ 「認定」の法的性質は、次のうちいずれに該当するのか

- ① 事業活動の実施にかけられた制限の解除を行うもの（＝行政処分のうち「許可」に該当）
- ② 再エネ発電事業計画が条例・法令に違反していないことを確認するもの
（＝行政処分のうち「確認」に該当）

- ・ 条例、関係法令に違反していないと県が認める場合に「認定」することになっており、認定の際に県としての実質的な意思表示を伴わない
- ・ 再エネ発電事業の実施に当たっての新たな権利の付与や権限の設定を行うものではなく、条例や法令に違反していないという事実を確認・確定するもの

= 再エネ発電事業計画の「認定」は、「許可」ではなく、「確認」と考えるのが妥当

※ 一般的に、「確認」は権限の付与や創設を行うものではなく、法令等の基準を満たしているという「お墨付き」を与えるものとされている。

(2)基本的な考え方

- 再エネ発電事業計画の認定は、「確認」に相当する行政処分である。
したがって、存在する事実や関係を、行政庁たる県が確認し、認定・不認定の判断を行うこととなる。
＝ 条文に明確に規定されている基準に当てはめ、満たしている場合は認定、そうでない場合は不認定
- ・ 具体的には、① 再エネ条例・関係法令のいずれかに違反しているときは、「不認定」
② 再エネ条例・関係法令に違反していないと認めるときは、「**認 定**」
- ・ このうち、条例に規定された手続きが適正に実施されたことをもって、「条例に違反していない」と判断(本条例が、主に手続きを定めた条例であるため)。
- ・ 認定を行う場合でも、認定に当たっての条件を付すかどうかを、利害関係者意見等から別途検討する。

○ 条例手続に不備がある、関係法令違反がある ⇒ **不認定**

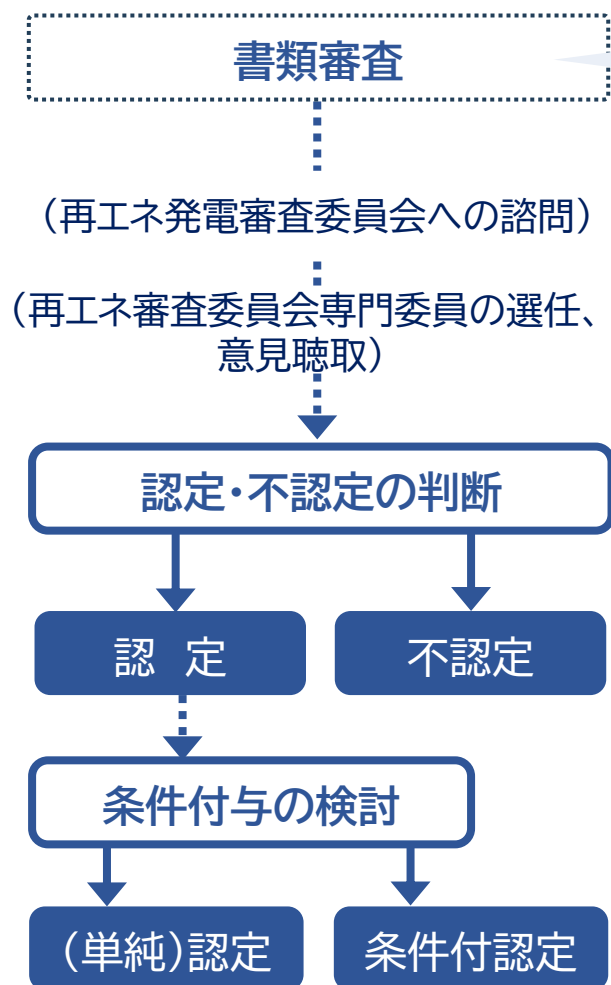
○ 条例手続が適正で、関係法令違反もない ⇒ **認 定**

→ 認定の場合でも、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要と認められれば、認定時に「条件」を付す。

(3) 認定審査の方法

これまでの手続きの状況及び提出資料をもとに、書類審査を行う。
(条例に根拠はないが、審査のため必要な場合は、事業者に対し追加資料の提出を求める。)

○ 認定審査の流れと審査項目



審査項目

ア 条例に違反していないこと

- ・ 次の手続きが適正に実施されていることを確認
 - ① 知事(県)との協議(第4条第1項)
 - ② 関係市町村長との協議(第4条第2項)
 - ③ 地元住民に対する説明会の開催その他地元住民の意見を反映させるために必要な措置(第5条)
 - ④ 利害関係者の意見に対する見解の提出及び必要な措置(第7条第2項・第3項)
 - ⑤ 認定申請書の提出(第8条第1項)

イ 関係法令に違反していないこと

- ・ 関係法令を遵守しているか、必要な許認可等の手続を行っているか
 - ※ 事業者自身が確認して、必要な手続を進めているかについて、「関係法令一覧」(手引き別紙)を提出させて確認
 - 確認の結果、確認や手続が進められていれば、関係法令に違反していないと推定。(認定後に違反が判明した場合は、認定取消し)

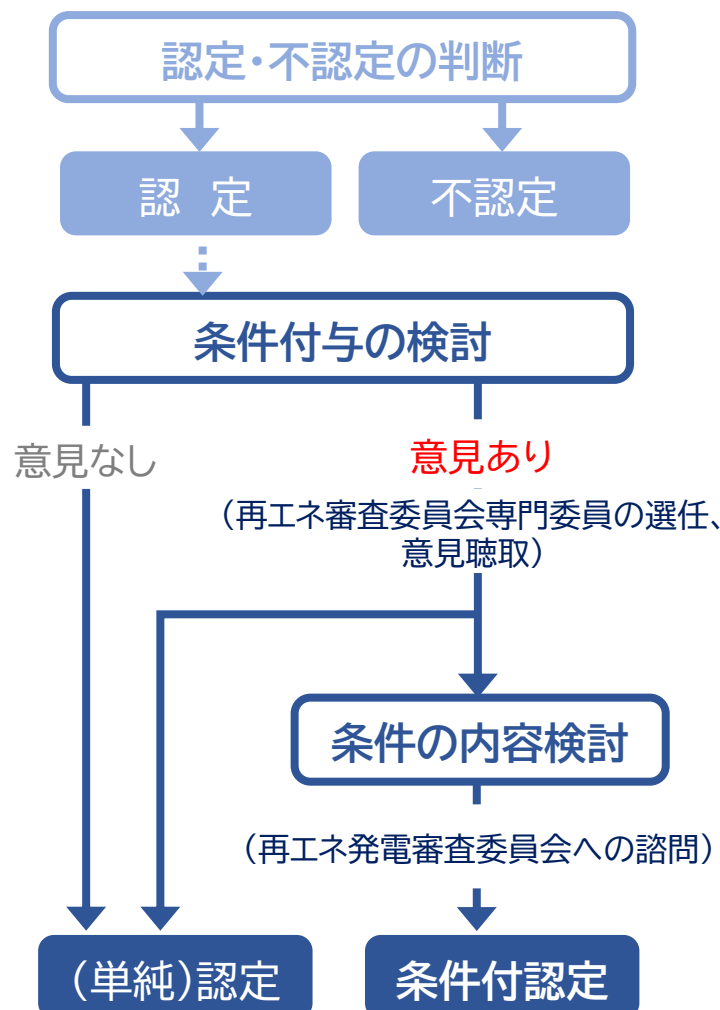
利害関係者の意見及び関係市町村長の意見の中に、事業者の条例・関係法令違反が疑われる言及がある場合は、違反の有無について確認。

→ 違反がある場合は不認定の判断を行う

(4)認定に当たって付す条件について

認定時に条件を付すのは、原則として利害関係者の意見又は関係市町村長の意見があった場合とし、それに対する事業者の見解等を踏まえて条件の内容を検討する(意見がない場合は、原則として条件を付さず認定する)

○ 条件決定までの手順



○ 条件付与の必要性を検討する際に参考とするもの

- ・ 地元住民その他利害関係者の意見(第7条第1項)
- ・ 上記意見に対する事業者の見解(第7条第2項)、必要な措置(同第3項)
- ・ 関係市町村の長の意見(第9条)

○ 条件の内容を決定するまでの手順(想定)

- ① 意見の妥当性(正しい情報に基づくものか、科学的根拠があるか等)を確認
※ 原則として、意見に対する事業者の見解をもとに妥当性を判断。高度に専門性を帯びているなど必要がある場合、再エネ審査委員会専門委員を置いて意見聴取を行い検討
- ② 条件の内容を検討
条件の内容は、次の事項をすべて考慮して決定する。
ア 条件を付すことで、意見のあった事項の予防や改善が期待できること
イ 実現可能なものであること
ウ 事業者に対して過大な制約や負担を課すものでないこと
※ 関係法令で規制されている事項については、それを超える程度の規制や義務付けは行わない。

◆ 条件を付す場合は、原則、再エネ審査委員会へ諮問して決定することとする。

2 利害関係者等の意見の取扱いについて

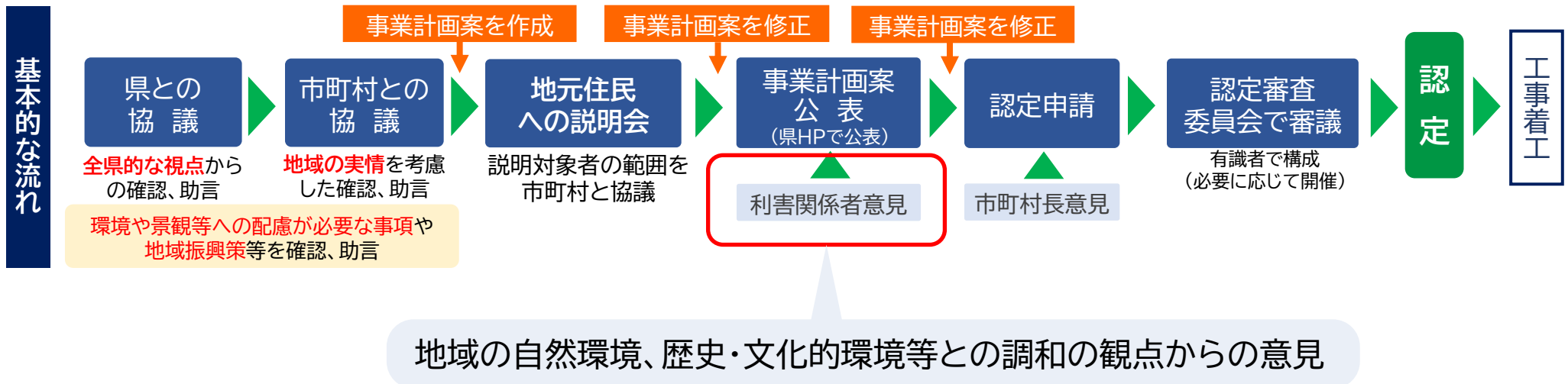


○ 制度の趣旨

- ・ 再エネ条例では、公表された再エネ発電事業計画案について、利害関係者(地元住民を含む)は、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。
- ・ 提出された意見書については、事業者へその概要を通知し、事業者はそれに対する見解を提出し、意見書の概要を踏まえた必要な措置を講じることとされている。

(意見書の提出)

第7条 前条第2項の規定による公表があったときは、地元住民その他の当該再生可能エネルギー発電事業に関し利害関係を有する者は、当該公表の日から30日以内に、知事に対し、規則で定めるところにより、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。



○ 利害関係者等からの意見聴取の意義

1 再エネ事業計画案の修正を促す

利害関係者(地元住民を含む)からの意見を踏まえた事業者による事業計画案の修正や計画案への意見の適切な反映を通し、再エネ事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を図る。

(直接・間接的に再エネ発電事業の影響を受ける者から意見を集め、事業者の実態に即した配慮や措置を求める)

2 認定に当たっての条件を検討する

認定に当たって、利害関係者からの意見と事業者の見解をもとに「条件」として内容を検討し、事業者に提示することで、事業者が事業実施に際して配慮を求め、周辺環境との調和を実現する。

※ 認定時に付することができる条件は、「地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点」によるものであり、利害関係者に提出を求める意見と趣旨が同じ。

(再エネ発電事業計画の作成及び認定)

第3条 再エネ発電事業実施予定者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、知事の認定を受けなければならない。

(認定の基準)

第10条 (第1項略)

2 第3条第1項の認定には、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することができる。

○「地域の自然環境、歴史・文化的環境等」とは

- ・「地域の自然環境、歴史・文化的環境等」の文言は、利害関係者からの意見、認定時に付す条件それぞれの視点として明記され、これらと再エネ事業との調和が条例の目的となっている。

自然環境（条例に定義なし）

人為によらない自然的諸条件の総体 （例）森林、山林、原野、海洋、海岸、湖沼、湿地、河川

歴史的環境（条例第2条第1号）

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境とが一体となって形成してきた良好な環境

（例）建造物、家屋等（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に用いられるもの）、遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）

文化的環境（条例第2条第1号）

人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された環境で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの （例）名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等）、文化的景観（棚田・里山・用水路）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村）

- ・一方、利害関係者には「地元住民」も含まれており、条例での地元住民とは、「関係市町村の住民のうち、再生可能エネルギー発電事業により、その生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者」と定義される。
- ・生活環境に著しい影響を受けるおそれのある者が意見を提出する場合、最も関心が高く意見として多いのは「生活環境への影響」の観点からのもの。

→ 「生活環境」の視点からの意見は無視できない（＝条例上の整理が必要）。

○ 「生活環境」を条例上の要素として含めるか否か

① 「生活環境」の意義

- ・ 「生活環境」という文言は、多数の法令(水質汚濁防止法、騒音規制法、景観法、大規模小売店舗立地法など)で、人が生活する環境全般を指す用語として使用される(特段の定義規定なし)。

※ これらの法令では、水質、土壌、大気等の自然環境的要素のほか、騒音、振動、景観、交通、廃棄物、防災・防犯、街並みなどを含む用語として使用される。

再エネ条例の「生活環境」も、各種法令と異なる定義とは考えにくい。他法令と同様に、『人が生活する環境全般』を指すものと考えられる。

② 「生活環境」の視点の考慮の必要性

- ・ 再エネ条例では、生活環境に著しい影響を受けるおそれがある地元住民からの意見を聴取し、再エネ発電事業者に対し、これらの意見を踏まえ必要な措置を講じることを求める。
- ・ また、再エネ条例は、事業者と地元住民との合意形成の手続きを定めることで、地域と共生する再エネの導入を図ることを目的としている。

条例の趣旨・目的に照らせば、再エネ発電事業計画に地元住民の生活環境との調和をも求めていると考えるのが自然である。

※ 仮に歴史・文化的環境との調和のみで足りるなら、条例手続きはこれらの純粋な要素である歴史的建造物や文化財等を所管する自治体や団体等との間でのみ行えば十分だが、地元住民を関与させる手続きを求めていることから、地元住民の生活環境との調和は条例上必要な要素であると考えられる。

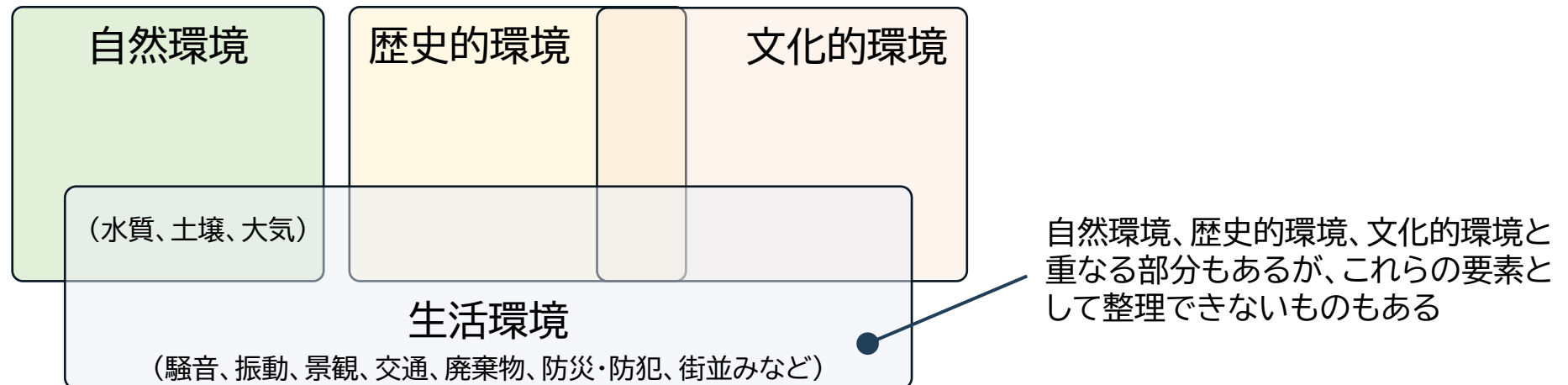
○ 「生活環境」を条例上の要素として含めるか否か

- ・ 「生活環境」には、「自然環境、歴史・文化的環境」に包含される部分も多いが、これらに整理できない要素も存在(例として、騒音、振動、景観、交通、廃棄物、防災・防犯、街並みなど)。
- ・ 地元住民が利害関係者として条例手続きの要所に位置付けられていることから、再エネ発電事業が地元住民の生活に著しい影響を及ぼす限りで、それらの生活環境との調和の観点も考慮しなければならないと考える。

○ 再エネ条例での整理

- ・ 再エネ条例の適用上の整理としては、生活環境の要素のうち、「自然環境、歴史・文化的環境」に該当しないもの(騒音、振動、景観、交通、廃棄物、防災・防犯、街並みなど)については、「等」に含まれるものとして整理。

(イメージ)



○ 利害関係者等の意見の受付・確認方法(案)

(1)形式的審査

- ① 期限内(30日以内)に提出されたものであるか → 形式的審査で適当と認める場合、意見として受付

(2)実質的審査

- ② 意見者は「利害関係者」といえるか

「再エネ条例の手引き」(抜粋)

利害関係者とは、説明の対象となった地元住民の他、事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権若しくは地上権その他の用益物権を有する者又は隣接する土地に存する建築物について所有権又は借地権を有する者等

※ 判断が微妙な場合、実際に出された意見の内容(③)と合わせて判断する。

- ③「地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見」に該当するか

ア 意見の内容が「自然環境、歴史・文化的環境等」に関連するものか

→ 「環境の構成要素」(次頁参照)を含む環境であること

イ 「調和の観点からの意見」に該当するか

→ 「調和の観点から影響が想定される要因」(次頁参照)に関連する意見であること

※ この時点では、意見内容の真偽については検証しない。

(例:実際に反射光の影響があるか、有害物質の流出の可能性はあるか 等)

⇒ 受付期間終了後、要件を満たす意見の概要を事業者へ通知し、見解の提出を求める。

○ 「自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見」の範囲

自然環境、歴史的環境、文化的環境及び生活環境の定義、構成要素等について、おおむね以下のとおり考えられる。
このほかの要素については、利害関係者等から意見があった場合、個別具体的に該当の有無を判断する。

区分	定義	環境の構成要素(事例)	調和の観点から 影響が想定される要因(事例)
自然環境	(人為によらない自然的諸条件の総体) ※1	森林、山林、原野、海洋、海岸、湖沼、湿地、河川	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、流向・流速、温泉、地形・地質、地盤、土壌汚染、地盤変動、日照障害、風車の影、電波障害、光害(反射光)、植物の種・群落、動物の種・生息地、地域を特徴づける生態系、主要な眺望点・景観資源、主要な眺望景観 ※3 雑草の繁茂、蒸気の噴出、燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響(交通、ばい煙・粉じん、臭気等)、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全(動物、植物、生態系) ※4
歴史的環境	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境とが一体となって形成してきた良好な環境 (条例第2条第1項)	建造物、家屋等(衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に用いられるもの)、遺跡(貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等) ※2	
文化的環境	人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された環境で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの (条例第2条第1項)	名勝地(庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等)、文化的景観(棚田・里山・用水路)、伝統的建造物群(宿場町、城下町、農漁村) ※2	
等	—	地元住民の生活環境	

※1 「自然環境」との文言は、自然環境保全法、環境基本法など、多数の法令において、定義付けることなく使用されている。

※2 参考資料:「文化財の種類」

※3 参考資料:「山形県環境影響評価技術指針」

※4 参考資料:再エネ特措法に基づく説明会の説明項目「自然環境・生活環境面の影響及び予防措置」

○ 「自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの条件」の想定

想定意見に対する条件は次のとおり。

実際には、利害関係者等からの意見の内容を検討し、条例の趣旨に合致する意見について具体的な条件を検討していく。

区 分	利害関係者の意見(想定)	認定時に付する条件(想定)
自然環境	河川の流向や水量が変化して地域の固有種△△の生態に影響する可能性がある。	流向や流量の変化を最小限に抑えるよう対策を講じること。
歴史的環境	風車の建設によって、地域の重要な観光資源である城郭跡と蔵が立ち並ぶ街並み全体の眺望が失われる。	地域の重要な観光資源となっている〇〇を含む眺望への影響が最小限となるよう配慮すること。
文化的環境	古くから農村として親しまれてきた集落の中心部に大規模な太陽光パネルが設置されれば、地域の住民が大切に守ってきたのどかな風景が失われてしまう。	農村としての景観への影響を再度確認し、その影響が最小限となるよう対策を講じること。
等 (生活環境)	- 下草が放置され雑草が繁茂した場合、害虫が大量に発生し、周辺の果樹園に影響が出る可能性がある。 - 計画地が児童公園に隣接していて、子どもが安心して遊べなくなる。	- 下草の処理など、事業地内の管理体制を市及び地元住民に対して報告し、周囲に影響が及ばないよう作業を適切に行うこと。 - 児童公園に隣接している状況を踏まえ、設備の配置等に配慮すること。